

2020年 3月 4日

厚生労働大臣  
加藤勝信 様

全国生活と健康を守る会連合会  
会 長 安形義弘  
東京都新宿区新宿 5-12-15 3階  
電話03-3354-7431

## 新型コロナウイルス感染対策についての緊急要望書

日本国内は、新型コロナウイルス感染が広がっています。政府の新型コロナウイルス感染対策本部は、複数の地域で感染経路が明らかでない患者が出ていることから、一般の医療機関で患者を受け入れるなどの「基本方針」を決めました。しかし、国の責任や必要な国の財政措置が示されていません。

医療機関の受け入れ態勢確立、入院医療への支援、介護施設などへの支援をはじめ、国の抜本的な支援が強く望まれています。また、検査や医療供給など、低所得者、生活困窮者も等しく保証されるようにすることも、重要な課題となっています。

つきましては、下記の項目について、緊急対策を講じるよう要望いたします。

### 【記】

- 1 新型コロナウイルス感染症についての国の財政措置を抜本的に拡充すること。
- 2 医師が診療して必要があると医学的に判断した場合に民間検査会社も含めてPCR検査ができるようにし、検査を保険適用とすること。
- 3 感染者（疑いを含む）への休業補償をおこなうこと。学校の休校に伴い収入減となった人への補償を行うこと。
- 4 早急に気軽に相談できる体制、専門的な知識を持つ人が相談に応じる万全な体制を早期に確立すること。
- 5 低所得者の受診や検査を保障するために
  - ① 国民健康保険の短期保険証・資格証明書の発行を中止し、すべての被保険者に保険証を交付すること。
  - ② 年金生活者などの「恒常的低所得者」や、貧困により支払いが困難な世帯の医療費（一部負担金）減免を柔軟に行えるようにすること。

以 上

1 新型コロナウイルス感染症についての国の財政支援を抜本的に拡充すること。

- 3月10日にとりまとめられた緊急対応策第2弾（財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円）に基づき、国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対応するため、政府として万全の対応を行ってまいります。

2 医師が診療して必要があると医学的に判断した場合に民間検査会社も含めてPCR検査ができるようにし、検査を保険適用とすること。

- 3月6日から、PCR検査を保険適用しており、民間検査会社への委託も可能となっています。

3 感染者（疑いを含む）への休業補償を行うこと。学校の休校に伴い収入減となった人への補償を行うこと。

- 療養により労務に服することができない方については、被用者保険に加入されている方であれば、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給されることとなります。
- 加えて、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村に対し、国が特例的な財政支援を行うこととしたところです。

- なお、小学校等の休校等に伴い、仕事を休まざるを得なくなった方々に対して、正規・非正規を問わず、休暇中に支払った賃金相当額の全額（※）を支給する新たな助成金を創設することとしています。

※ 1日当たりの助成上限額：8,330円

4 早急に気軽に相談できる体制、専門的な知識を持つ人が相談に応じる万全な体制を早期に確立すること。

- 厚生労働省において、一般的な相談のためのフリーダイヤルを設けているほか、各自治体で電話相談を行っています。

- なお、各都道府県の帰国者・接触者相談センターには、以下の要件に該当する場合に、電話でご相談ください。

- ① 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く
- ② 強いだるさや息苦しさがある

- 特に、重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方に加えて、念のため妊婦さんは、上記の状態が2日程度続いたらご相談ください。

5 低所得者の受診や検査を保障するために

- ① 国民健康保険の短期保険証・資格証明書の発行を中

止し、すべての被保険者に保険証を交付すること。

- 短期被保険者証は、医療機関等における窓口負担については、通常の被保険者証と同様の窓口負担で受診することが可能です。
  
- 被保険者資格証明書は、医療機関等での窓口負担については10割負担となりますが、新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについては、令和2年2月28日付けの通知において、被保険者資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うことをお示ししています。

#### 5 低所得者の受診や検査を保障するために

- ② 年金生活者などの「恒常的低所得者」や、貧困により支払いが困難な世帯の医療費（一部負担金）減免を柔軟に行えるようにすること。

- 一部負担金の減免は、災害や失業による収入の減少などの特別の理由がある方について、保険者が行うことができることとするものであり、各市町村において、地域の実情を踏まえながら、対応いただいているところです。
  
- 引き続き、各市町村において適切に対応していただくよう、周知してまいります。